

ハンターさんへの重要なお願い

西興部村猟区管理協会

会長 中原 慎一

西興部村猟区でのあなたの成果ある狩猟のために、下記のことを必ず守って頂きますようスタッフ一同お願い申し上げます。

- シーズン前には必ず、射撃場でサイトの調整をしてください。
- ライフル銃では 100～150m、散弾銃では 50～100m の範囲でゼロ・インを行ってください。(西興部では 100～200m でのチャンスが多いです)
- できれば、フィールドで想定される立射・座射・伏射で練習を行ってください。
- バイポッド・三脚・ステッキ等、銃を委託できるものをご用意ください。(射撃場で練習の際にも、ご自分のものをご使用ください)
- 射撃練習の際には実際に西興部で使用する弾を使ってください。異なる弾は着弾も異なります。(北海道ではすべての狩猟鳥獣に対して 7mm 以上の散弾、またはライフル弾の鉛製弾の使用は禁止されています)
- ガイド車に乗車する前に必ず脱砲の有無を確認してください。
- 道路上及び車内では銃にカバーを掛け、道路から外れてから発砲してください。
- 銃口は、薬室や弾倉に実包が入っていても絶対に人に向けないでください。
- 出猟時および休憩時の飲酒は射撃の正確性、安全性に影響を与えますのでお控えください。
- もしシカを半矢にしてしまった場合はできる限り搜索していただきます。
- 遠距離もしくは走っているシカは基本的に撃たないでください。(半矢にした個体を搜索するよりも、他のチャンスを探す方が効率的ですし、無駄に矢をかけられて、過度に警戒する個体を増やしてしまいます)
- ガイドの指示には必ず従ってください。

※猟区管理者及び猟区主任は、入猟者が法の規定に違反する行為をしたときは、当該入猟者に退猟を命ずるとともに、直ちに猟区の区域を管轄する都道府県知事及び警察署長に届け出なければならない。(西興部村猟区管理規程第 24 条)

上記のことを守っていただき、快適なハンティングを楽しみましょう。